

安全管理規定

令和6年1月1日改訂

目次

- 第1章 総則
- 第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定(以下「本規定」という)は、道路運送法(以下「法」という)第22条及び旅客自動車運送事業運輸規則(以下「規則」という)第2条の2に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全を確保する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保と関係法令の遵守に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan-Do-Check-Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に挙げる事項を実施する

- (1) 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規定に定められた事項を遵守する。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うように努める。

- (3) 輸送の安全に関する内部監査、マネジメントレビューを行い、必要な是正処置又は予防処置を講じる。
 - (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
 - (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。
2. 全社が密接の協力し、一丸となって輸送の安全の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標を設定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長の責務)

第7条 社長は輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。

2. 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる
3. 社長は、輸送の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 運行管理補助者
 - (5) 整備管理者
 - (6) その他必要と認められた責任者
2. 安全統括管理者は運輸安全委員会を定期開催し、問題を協議し解決策を立案する。会での決定事項の確実な実施を統括運行管理者に促す。
 3. 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運行管理者・運行補助者・整備管理者を統括し指揮監督を行う。
 4. 運行管理者は、統括運行管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、運行管理内を統括し、指導監督を行う。

5. 教育担当部長(次長)は、指導運転者研修会を開催し、輸送の安全に関する教育・研修計画を立案し、計画内容の実施を統括管理する。
6. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める安全管理体制図(別添 1)による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底する。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持する。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施する。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図る。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、または必要に応じて随時、内部監査を行い、改善を促し、社長に報告する。
- (6) 社長に対し、輸送の安全に関し、必要な改善に関する意見を述べ、必要な改善処置を講じる。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、統括運行管理者、運行管理課長を通じて、運行管理者、運行管理補助者を統括管理する。
- (8) 輸送の安全の確保をするため、教育担当部長(次長)を通じて、社員に対して必要な教育又は研修を行う。
- (9) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行う。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社長と現場や運行管理者と運転手等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める緊急連絡体制図(別添 2)による。

2. 安全統括管理者は、輸送の安全を確保するため、事故等に関する情報等を明確にし、それを社長まで報告する。
3. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長、取締役、又は、社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
4. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、本条第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
5. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合には、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 本規定第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、安全マネジメントの実施状況等を確認するため、少なくとも1年に2回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査と社長参加のマネジメントレビューを実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合には、その結果に改正すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方法を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正処置又は予防処置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第16条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認められる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方

策を検討し、運輸安全委員会に図り、是正処置又は予防処置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合には、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保のための処置を講じる。

(情報の公開)

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算・実績、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、安全管理規定、輸送の安全に関する教育及び研修の計画と実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、それらを踏まえた処置内容については、毎年度、ホームページで外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

2. 輸送の安全に関する事業運営上の方針の策定にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、マネジメントレビューの結果、社長の報告した是正処置又は予防処置等を記録し、これを適切に保管する。
3. 前項に掲げる情報以外の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保管の方法は別に定める。

付則 本規程は、平成25年8月1日から適用する。

本規程は、令和4年1月1日から一部改正する。

本規程は、令和6年1月1日から一部改正する。